

件名	職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	人事院規則9-129 〔 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則9-30(特殊勤務手当)の特例 〕
<p>【改正の概要】</p> <p>国に準じて、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための伝染病防疫作業従事職員に対する特殊勤務手当の特例を廃止し、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日号外法律第31号）に定める新型インフルエンザ等の感染症により生じた事態に対処するための手当の特例を設ける。</p> <p>《手当額の特例措置の廃止》</p> <p>新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって人事委員会に定めるものに従事したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PCR検査の検体採取業務…4,000円（補助者は3,000円） ・ 感染者への対面調査業務（疫学調査等）…3,000円 ・ 感染者移送等の同一空間での付き添い業務…3,000円 等 <p>※ 新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業等は日額4,000円、それ以外の作業は日額3,000円</p> <p>《手当額の特例措置の追加》</p> <p>特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって人事委員会が定めるものに従事したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日額1,500円 <p>※ 緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業については日額4,000円</p>	
施行日	公布の日（施行日前に特定新型インフルエンザ等が発生した場合にも適用）
<p>【その他参考事項】</p>	

